

# 船舶の抹消登録申請

船舶法第 14 条第1 項  
(総トン数20トン以上の日本船舶)

## 【申請対象者】

船舶所有者(又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士)

## 【提出時期】

抹消登録すべき事実が発生した日から2週間以内

## 【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第 3 号〕

## 【添付書類】

### 海外売船による国籍喪失の場合

・売買契約書、譲渡契約書の写し

※海上運送法第44条の2の規定により届出を要する船舶の場合、売買契約書等に代えて海外譲渡に伴う届出書(写)を添付する。

・引き渡しに関する書面の写し

・輸出許可通知書の写し

### 解撤の場合

・地方運輸局、運輸支局等が発行した解撤証明書等

### 沈没、滅失の場合

・船員法第19条の規定による報告書(海難報告書)の写し(当該官庁の証明を得たもの)

### 改測の結果20トン未満であることが判明した場合

・改測を行った管海官庁が交付した通知書

※上記以外に、返信用封筒及び切手(法務局発行囑託書副本(登記済証)を希望する場合

に限る)

**【手数料】**

・登録手数料(抹消)(船舶法施行細則第 48 条)

6,700円

※所定の様式〔手数料様式第1号〕に収入印紙を貼付

※証明書は発行されませんので、必要な方は、別途、登録事項証明書を請求してください。

**【申請先】**

最寄りの地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)

又は、運輸支局(海事事務所)